

しゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金 紙申請の手引き

【高等学校等就学支援金とは】

- 授業料を国が生徒に代わり負担する制度です。(返還不要)
- ※1 直接支給を受けるものではありません。高校等に納入すべき授業料を、国が生徒に代わり納入するものです。
- ※2 申請しない場合や要件を満たさない場合は、授業料を納入する必要があります。



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

【紙申請方法】

次の①～②を提出用封筒に入れ、学校が指定する日までに学校へ御提出ください。

〈提出書類〉

- ① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 ※必須
- ② 該当する場合に必要な書類 ※該当する場合のみ提出

以下のいずれかに該当する場合、4ページに記載する必要書類を御提出ください。

ア 国籍が日本国以外の場合

イ 別の高等学校等に過去在籍し、就学支援金を受給していた場合

1 就学支援金の支給額

支給される金額は、在籍する課程により異なり、原則として授業料の金額と同額です。

課程	支給額
全日制	9,900円(月額)
定時制(単位制による課程を除く)	2,700円(月額)
定時制(単位制による課程)	1,740円(1単位につき)
通信制	330円(1単位につき)

※ 定時制課程(単位制による課程)及び通信制課程においては、履修単位数に応じて就学支援金が支給されます。在学期間中最大74単位まで支給を受けることができます。

2 対象となる方

次の①～④のすべての要件に該当する方が対象です。

なお、対象とならない方が申請した場合でも、ペナルティ等は発生しません。

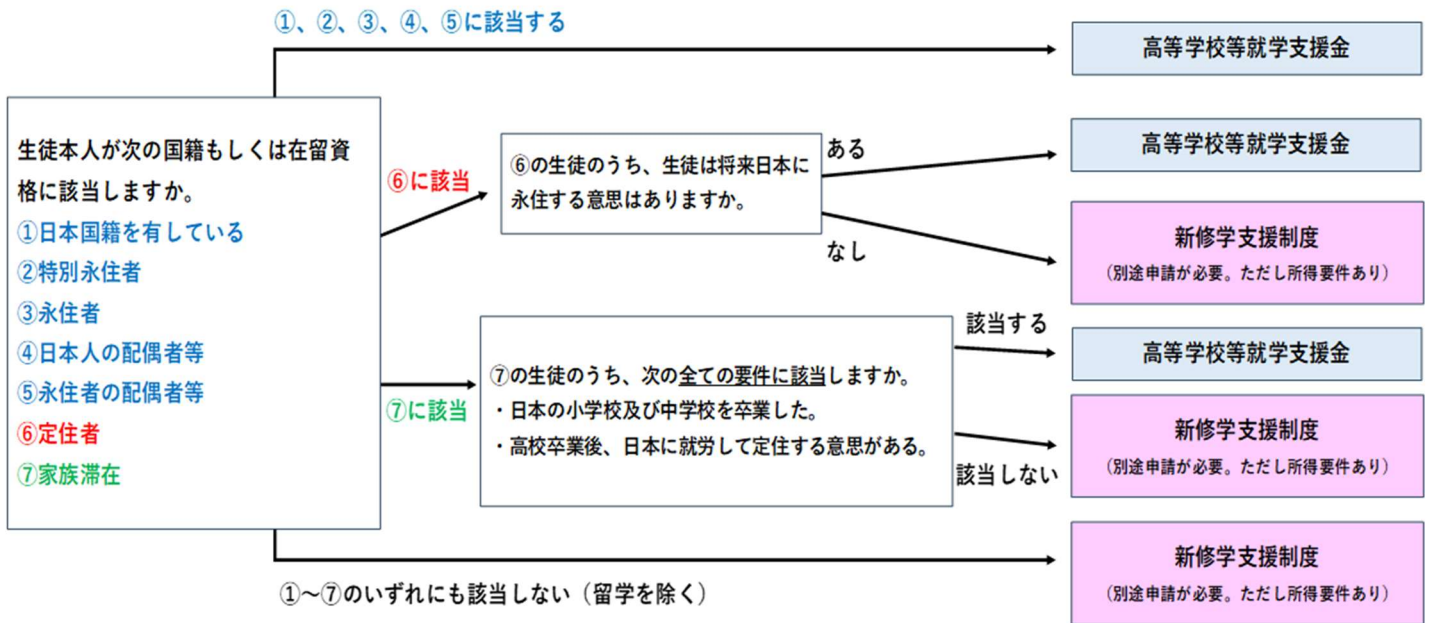
- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は修了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で36月(定時制課程・通信制課程は48月)を超えていないこと。
- ④ 生徒本人が日本国籍を有していること、または、外国籍のうち永住などの在留資格を有していること。

※ 国内に住所を有する者のうち在留資格等によっていずれかの支援金が支給され、授業料が補助されます。

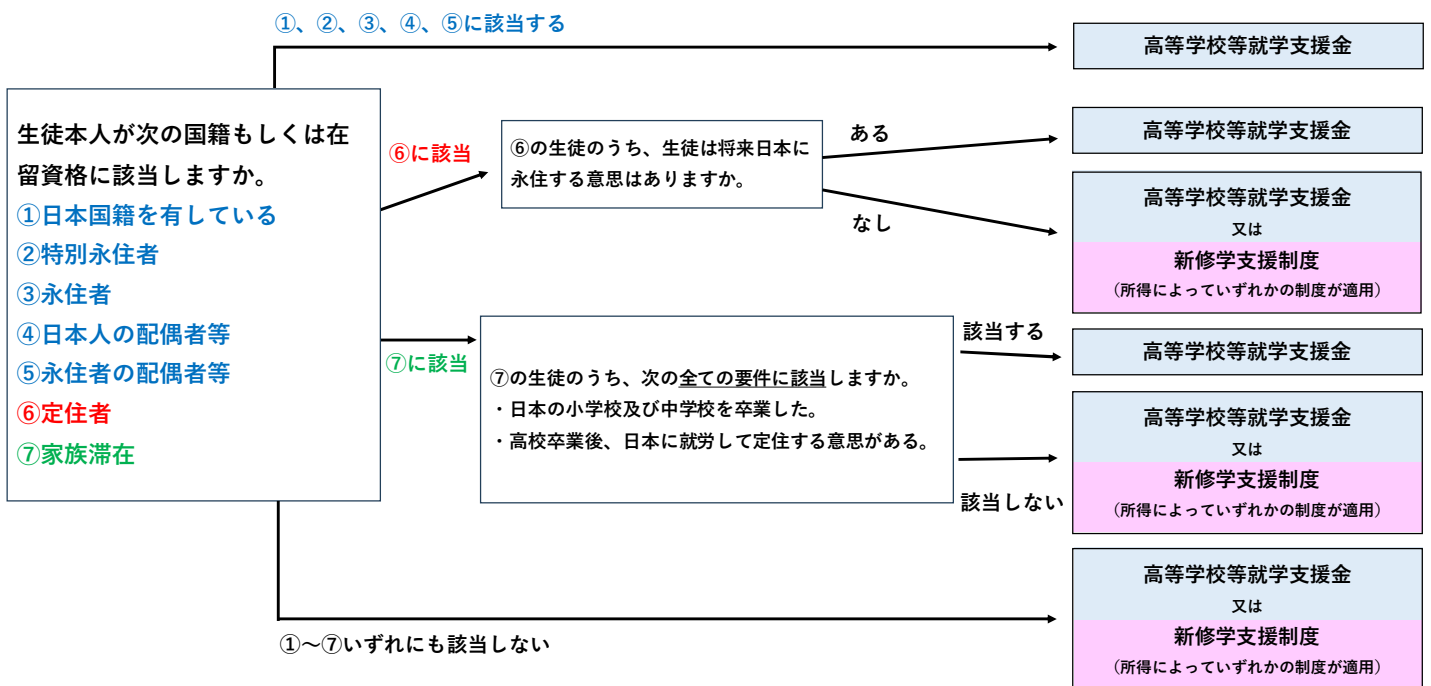
※ 以下の国籍・又は在留資格等を有している者が対象です。

- ①日本国籍を有している生徒
- ②外国籍のうち以下の在留資格等を有している生徒
 - ・特別永住者
 - ・永住者
 - ・日本人の配偶者(子)
 - ・永住者の配偶者(子)
 - ・定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
 - ・家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

(新入生の場合) 令和8年4月以降に高校に新たに入学した生徒



(在校生の場合) 令和8年3月以前から引き続き高校に在学している生徒



※ 高等学校等就学支援金の審査の結果、「新修学支援制度」(就学支援金の制度対象外となる外国籍生徒を対象とした支援制度)の対象となる方に対しては、在籍する学校を通じて別途御案内いたします。

3 提出書類

① 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 **※必須**

記入例（5・6ページ）を参照し、必要事項を記入してください

② 該当する場合に必要な書類 **※該当する場合のみ提出**

以下のいずれかに該当する場合は、それぞれに必要な書類を御提出ください。

ア 国籍が日本国以外の場合

【必要書類（在留資格を証明する書類いずれか1点）】

在留カード（コピー）、特別永住者証明書（コピー）、住民票の写し（原本）

※ 在留資格が「家族滞在」の場合

【必要書類】

上記の在留資格を証明する書類いずれか1点に加えて、以下の2点（合計3点）

(1) 小学校を卒業したことを証明する書類

小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書

(2) 中学校を卒業したことを証明する書類

中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書

*卒業証明書の取得方法は、「4 よくある質問と回答」の「質問4」を確認してください。

イ（国籍や在留資格を問わず）別の高等学校等に過去在籍し、就学支援金を受給していた場合

【必要書類】

在籍していた高等学校等から送付される就学支援金受給資格消滅通知

申請書記入例（表）

4月中の日付を記入します。

令和8年4月 8日

※ 太枠内は生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

生徒が在学する学校の名称		課程	学科
埼玉県立埼玉高等学校		(全日制)・定時制・通信制	普通 科
学年・組・番号	1年 1組 1番		
ふりがな	さいたま いちろう		
生徒の氏名	埼玉 一郎		

生徒の生年月日	平成22年 11月 14日	保護者等の電話番号	090-0000-XXXX
保護者等の電子メールアドレス	00000 @ XXXXX.ne.jp		
生徒の住所	〒330-9301 埼玉県 さいたま市 浦和区高砂3-15-1		

以下の2つのうち

申請をする場合は、こちらに☑をします。

<input checked="" type="checkbox"/> 受給資格認定申請書	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
<input type="checkbox"/> 不申請の	申請をしない場合は、こちらに☑のうえ、理由を記入します。申請をしない場合は、授業料を納入する必要があります。

※ 申請しない

※ 不申請の申出書に☑をする場合（申請をしない場合）は、以下の欄の記入は不要です。

次の事項を必ず確認の上、両方に☑を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 1 この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。	申請をする場合は、記載事項を確認のうえ、必ず☑をしてください。
<input checked="" type="checkbox"/> 2 この申請書は、以下の拘束力があります。	

現在の高校の在籍状況について記入します。

①現在通っている高等学校等の在学期間	埼玉県立 埼玉 高等学校	令和8年 4月 8日～ 【うち支給停止（休学）期間】 年 月 日～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校（全日制）
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	立	年 月 日～ 年 月 日 【うち支給停止（休学）期間】 年 月 日～	学校の種類・課程・学科
③過去に別の高等学校等に在学していた期間	立	年 月 日～ 年 月 日 【うち支給停止（休学）期間】 年 月 日	

過去に他の高等学校等に在学していた場合は、忘れずに記入してください。

- ※ 次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
 - ・高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制の場合は48月）を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止（休学）期間は含めません。）

申請書記入例（裏）

申請する場合はどちらかに必ずをします。

【2 生徒の国籍・在留資格・在留期限等について①】

以下の2つのうち、いずれかにをしてください

- ① 日本国
② 日本国以外

【国籍が「日本国」の方】以上で申請は終了です。添付書類も不要です。

上記（1）で②「日本国以外」を選択した場合は、上記（2）の事項を記入してください。

【国籍が「日本国以外」の方】

該当する在留資格にし、右側の欄に必要事項を記入してください。

- ③ 特別永住者
④ 永住者
⑤ 日本人の配偶者等
⑥ 永住者の配偶者等
⑦ 定住者
⑧ 家族滞在
⑨ 上記以外

記入例は、在留資格が「家族滞在」の場合の例

- ① 「在留期限（満了日）」を記入
② 卒業した「小学校」と「中学校」の学校名と所在地を記入
③ 「日本で就労する意思の有無」に

在留期限（満了日）	(西暦) 2028年3月31日	
日本国の小学校の卒業の有無等	<input checked="" type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業していない	
	小学校名	●●小学校
	所在地（都道府県）	埼玉 都・道 府 県
日本国の中学校の卒業の有無等	<input checked="" type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業していない	
	中学校名	▲▲中学校
	所在地（都道府県）	埼玉 都・道 府 県
日本国で就労する意思の有無	<input checked="" type="checkbox"/> はい（あり） <input type="checkbox"/> いいえ（なし）	

【3 生徒の国籍・在留資格・在留期限等について②】

生徒の在留資格・在留期間等を確認するため、次のいずれかに所してください。

①在留資格等	②提出書類（在留資格・在留期間が明記されているもの（いずれか1点））
<input type="checkbox"/> 特別永住者 <input type="checkbox"/> 永住者 <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等 <input type="checkbox"/> 永住者等の配偶者等 <input type="checkbox"/> 定住者等 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 「住民票の写し」（原本・コピー不可） <input type="checkbox"/> 「特別永住者証明書」（コピー） <input checked="" type="checkbox"/> 「在留カード」（コピー） <input type="checkbox"/> いずれの書類も提出できません。（就学支援金は支給されません。）
<input checked="" type="checkbox"/> 家族滞在	上記のいずれか1点に加えて、次の2点 <input checked="" type="checkbox"/> 「日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」 <input checked="" type="checkbox"/> 「日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」

【4 確認事項】（次の事項）

- ・高等学校等就学支援金を受給していることを承知する
- ・令和8年3月31日時点の在留資格の確認
- ・高等学校等就学支援金を受給していることを明らかに高等学校等就学支援金受給届を提出している

（国籍が「日本国以外」の方のみ）

「在留資格」と「在留資格等がわかる提出書類」にそれぞれし、申請書とあわせて提出してください。

4 よくある質問と回答

質問① 今回申請すれば、在学中授業料が無償化されますか？

- 今回の申請で、支給される就学支援金は、令和8年4月～令和9年3月分の授業料です。令和9年4月分以降の手続きは改めて御案内いたします。
- ただし、2ページに記載している支給要件を満たさない場合、就学支援金は支給されません。（授業料をお支払いいただく必要がございます。）

質問② 審査の結果はいつ分かりますか？

- 一番早い場合で、7月下旬以降から学校を通じて審査結果を送付する予定です。
- 審査においては、申請者様ごとに要件を確認するため、結果の送付時期が異なります。
- また、以下に該当する場合、申請内容の追加確認や書類の追加提出が必要となることがあるため、審査に時間を要し、結果通知の送付が遅れる可能性があります。

- ・ 申請に必要な情報の未記載や誤り等、申請内容に不備があった場合
- ・ 過去に別の高等学校等に在籍しており、在籍状況の確認等が必要となる場合
- ・ その他、審査に当たり疑義が生じた場合

質問③ 国籍や在留資格の要件により就学支援金の対象外となった場合、受けられる支援制度はありますか？

- 国籍や在留資格の要件により就学支援金が受けられない方を対象に、令和8年度から新しい修学支援制度（所得要件あり）が創設されました。
- 就学支援金の審査の結果、対象となる方には、学校を通じて、別途御案内します。

質問④ 卒業証明書は、どこで取得できますか？

- 小学校又は中学校卒業時に授与される「卒業証書」（提出するものはコピー）があれば、「卒業証明書」は必要ありません
- 「卒業証書」がない場合は、「卒業証明書」が必要です。
- 「卒業証明書」の取得方法については、卒業した小学校又は中学校にお問い合わせください。

お問い合わせ

高等学校等就学支援金制度の概要及び申請方法に関するよくあるお問い合わせは、本しおりや埼玉県のホームページに掲載しています。

以上の内容を御確認いただいた上で問題が解決しない場合は、下記のお問い合わせ先に直接お問い合わせください。

以下のいずれかへお問い合わせください。

- ① 生徒が通う学校の事務室
- ② 埼玉県高等学校等修学支援制度コールセンター

問い合わせ先：電話 048-830-8855 FAX 048-833-0497

住所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

受付時間：8時30分から17時15分まで（土日祝日、年末年始を除く。）

※4月、7月、11月は、

8時30分から19時00分まで（土日祝日、年末年始を除く。）



埼玉県ホームページはこちら

埼玉県 就学支援金 国公立

検索